

## 別添

### 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について（概要）

#### 1. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の一部改正について

##### I. 背景

平成 23 年 11 月 29 日に閣議決定された「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」に記載された措置を講ずるため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 25 年法律第 44 号。以下「第三次一括法」という。）により、建設業法の改正を行う。

○ 「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成 23 年 11 月閣議決定）（抄）

##### 2 通知・届出・報告、公示・公告等

〔国土交通省〕

###### (36) 建設業法（昭 24 法 100）

- 都道府県知事の供する建設業者監督処分簿の閲覧の方法に係る規定（29 条の 5 第 4 項）は、廃止又は例示化する。

##### 3 職員等の資格・定数等

〔国土交通省〕

###### (15) 建設業法（昭 24 法 100）

- 都道府県建設工事紛争審査会の委員の定数（25 条の 2 第 1 項）は、廃止又は条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

#### II. 改正概要（第三次一括法第 50 条関係）

##### ①第 25 条の 2 第 1 項関係

都道府県建設工事紛争審査会の委員を 15 人以内とする義務付けを廃止する。

##### ②第 29 条の 5 第 4 項関係

国土交通大臣及び都道府県知事による建設業者監督処分簿の閲覧の方法について、閲覧所において閲覧に供しなければならないとする義務付けを廃止する。

#### III. 施行日

##### ①第 25 条の 2 第 1 項関係

平成 26 年 4 月 1 日

##### ②第 29 条の 5 第 4 項関係

第三次一括法の公布日から 3 月を経過した日（平成 25 年 9 月 14 日）

## 2. 建設業法施行令（昭和 31 年法律第 273 号）の一部改正について

### I. 背景

第三次一括法の施行に伴い改正が必要となる規定の整備を行うため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備に関する政令」（平成 25 年政令第 184 号。以下「整備政令」という。）により、建設業法施行令の改正を行う。

### II. 改正概要（整備政令第 2 条関係）

#### ①第 3 条の 2 関係

第三次一括法第 57 条の規定による宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の一部改正に伴う形式的改正（条ずれ）を行う。

#### ②第 5 条関係

第三次一括法第 50 条の規定による建設業法第 29 条の 5 第 4 項の改正（1. II. ②）により、建設業者監督処分簿の閲覧の方法について、国土交通大臣又は都道府県知事それぞれの閲覧所において閲覧に供しなければならないとする義務付けを廃止したことに伴い、国土交通大臣又は都道府県知事の閲覧所において閲覧に供しなければならないこととしている書類から、建設業者監督処分簿を削除する。

### III. 施行日

第三次一括法の公布日から 3 月を経過した日（平成 25 年 9 月 14 日）

### 3. 建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）の一部改正について

#### I. 背景

第三次一括法の施行に伴い改正が必要となる規定の整備及び「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」に記載された措置を講ずるため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」（平成 25 年国土交通省令第 76 号。以下「整備省令」という。）により、建設業法施行規則の改正を行う。

○「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成 23 年 11 月閣議決定）（抄）

#### 2 通知・届出・報告、公示・公告等

[国土交通省]

##### (36) 建設業法（昭 24 法 100）

- ・都道府県知事が営業の全部又は一部の停止を命ずる等の処分をした場合における公告の方法に係る規定（29 条の 5 第 1 項）は、廃止又は例示化する。

#### II. 改正概要（整備省令第 1 条関係）

##### ①第 23 条の 2 関係

建設業法第 29 条の 5 第 1 項に規定する公告の方法について、都道府県知事については公報で行うとする義務付けを廃止する。

##### ②第 23 条の 3 第 4 項関係

第三次一括法第 50 条の規定による建設業法第 29 条の 5 第 4 項の改正（1. II.

②）により、建設業者監督処分簿の閲覧方法の義務付けが廃止されたことに伴い、建設業者監督処分簿を電子ファイルで作成した場合の閲覧の方法を定める規定（第 4 項後段）を削除する。

#### III. 施行日

第三次一括法の公布日から 3 月を経過した日（平成 25 年 9 月 14 日）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文 (抄)

○ 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) (抄) (第五十条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

現 行

(審査会の組織)

第二十五条の二 審査会は、委員をもつて組織し、中央審査会の委員の定

数は、十五人以内とする。

2 ～ 5 (略)

(審査会の組織)

第二十五条の二 審査会は、委員十五人以内をもつて組織する。

2 ～ 5 (略)

(監督処分の公告等)

第二十九条の五 (略)

2 ～ 3 (略)

(監督処分の公告等)

第二十九条の五 (略)

2 ～ 3 (略)

4 國土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者監督処分簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

4 建設業者監督処分簿は、第十三条(第十七条において適用する場合を含む。)に規定する閲覧所において公衆の閲覧に供しなければならない。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備に関する政令

○ 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

現 行

（法第八条第八号の法令の規定）

第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に從事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第二百九十一号）第十四条第一項、第三項又は第四項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第二十六条

三～七 （略）

（閲覧所）

第五条 （略）

2 国土交通大臣の設ける閲覧所においては、許可申請書等（法第十三条（法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する書類をいう。）に規定する書類をいう。次項において同じ。）で国土交通大臣の許可を受けた建設業者に係るものを公衆の閲覧に供しなければならない。

3 都道府県知事の設ける閲覧所においては、次の書類等を公衆の閲覧に供しなければならない。

一 （略）

二 国土交通大臣の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内に営業所を有するものに係る許可申請書等の写しで国土交通大臣から送付を受けたもの

（略）

（法第八条第八号の法令の規定）

第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に從事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第二百九十一号）第十四条第一項、第三項又は第四項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第二十七条

三～七 （略）

（閲覧所）

第五条 （略）

2 国土交通大臣の設ける閲覧所においては、許可申請書等（法第十三条（法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する書類をいう。）に規定する書類及び法第二十九条の五第二項に規定する建設業者監督处分簿をいう。次項において同じ。）で国土交通大臣の許可を受けた建設業者に係るもの公衆の閲覧に供しなければならない。

3 都道府県知事の設ける閲覧所においては、次の書類等を公衆の閲覧に供しなければならない。

一 （略）

二 国土交通大臣の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内に営業所を有するものに係る法第十三条に規定する書類の写しで国土交通大臣から送付を受けたもの

（略）

4

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

新旧対照条文（抄）

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改	正	後
（監督処分の公告）	（監督処分の公告）	（監督処分の公告）

第二十三条の二 法第二十九条の五第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一四 （略）

（建設業者監督処分簿）

第二十三条の三 （略）

（略）

3 次項の場合を除き、建設業者監督処分簿の様式は、別記様式第二十六号によるものとする。

（略）

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者監督処分簿を国土交通省又は都道府県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルをもつて調製することができる。

（略）

現	行
（監督処分の公告）	（監督処分の公告）

第二十三条の二 法第二十九条の五第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報で行うものとする。

一四 （略）

（建設業者監督処分簿）

第二十三条の三 （略）

（略）

3 次項の場合を除き、建設業者監督処分簿の様式は、別記様式第二十六号によるものとする。

（略）

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者監督処分簿を国土交通省又は都道府県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルをもつて調製することができる。この場合における法第二十九条の五第四項の規定による閲覧は、当該ファイルに記録されている事項を紙面又は入出力装置（国土交通省又は当該都道府県の使用に係るものに限る。）の映像面に表示する方法で行うものとする。